

○香南市広告入り物品の寄附に関する要綱

平成19年2月8日

告示第7号

改正 平成19年3月30日告示第26号

平成19年6月13日告示第44号

平成20年1月17日告示第2号

平成20年3月11日告示第13号

平成20年8月28日告示第55号

平成25年5月1日告示第36号

(目的)

第1条 この告示は、香南市が使用する広告入り物品の寄附に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、広告入り物品とは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 窓口用封筒及び公用封筒
- (2) その他印刷物
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載を認めるもの

(使用期間)

第3条 広告入り物品の使用期間は、その都度市長と協議するものとする。

(物品に掲載する広告の要件)

第4条 広告入り物品に掲載できる広告は、次の各号に掲げる事項に該当しないものとする。

- (1) 市の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序及び善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (6) 青少年の健全育成に反するもの

- (7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (8) 国又は地方公共団体が広告対象の会社、製品及び商品サービスを推奨していると誤解を招くおそれのあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種又は業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業類似の業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこ
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種及び業者
- (6) 民事再生法及び会社更生法による再生更正手続中の業者
- (7) 市区町村民税を滞納している者
- (8) 人権侵害、名誉毀損及び各種差別的なもの
- (9) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (10) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (11) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (12) 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
- (13) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (14) 社会的に適切でないもの
- (15) 国内世論が大きく分かれているもの
- (16) 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年香南市規則第2号）第2条第2項第5号に規定するいずれかに該当するもの
- (17) 前各号に掲げるもののほか、掲載する業種及び業者として適当でないと市長が認めるもの

（寄附希望者の公募）

第5条 広告入り物品の寄附を希望する者（以下「寄附希望者」という。）は、公募

により選定するものとする。

2 前項の公募は、香南市公式ホームページ及び広報紙により行うものとする。

(寄附の申込み)

第6条 寄附希望者は、香南市物品会計規則（平成18年香南市規則第186号）第10条に規定する寄附採納申込書兼採納伺に、原稿及び市区町村民税の納税証明書を添えて、市長が指定する期日までに申し込まなければならない。ただし、申込み時に原稿の添付が困難な場合は、この限りではない。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条により広告入り物品の寄附の申込みを受けたときは、香南市広告掲載審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、答申を受けた後掲載の可否を決定し、受理することを決定したときは、広告入り物品の寄附受理通知書（様式第1号）を、不受理と決定したときは、広告入り物品の寄附不受理通知書（様式第2号）により寄附希望者に通知するものとする。ただし、審査会の委員長が審査会に付する必要がないと認める事案又は急を要する事案については、回議により審査会の審査に代えることができる。

2 市長は、寄附希望者の数が複数あるときは、次の順位により決定する。

(1) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等（出店を予定する者を含む。）若しくは商店街又は専門店街等の広告を掲載する者

(2) 前号に規定するもの以外の企業又は事業者等若しくは商店街又は専門店街等の広告を掲載する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、香南市が使用する広告入り物品として適当であると市長が認める広告を掲載する者

(製作上の注意事項)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、寄附希望者が負うものとし、市が広告主であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

2 寄附希望者は、広告の内容及び掲載面積、色、形状等の仕様について事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に製作しなければならない。

3 市の記載内容は、香南市名、所在地、市章その他本市が指定する事項とする。

(経費の負担等)

第9条 広告入り物品を作成する全ての経費は、寄附希望者の負担とする。

(審査会)

第10条 審査会は、副市長、総務課長、財政課長及び広告入り物品の寄附を受ける所管課長で組織する。

2 審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第11条 審査会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、その意見を聴き、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第12条 市長は、広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの告示に抵触していると判断したときは、寄附希望者に対して、広告の内容等の変更を求めることができる。

(使用の取りやめ)

第13条 市長は、香南市が使用する物品として適当でないと認めるときは、その物品の使用を取りやめることができる。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 寄附希望者は、自己の都合により、香南市への広告入り物品の寄附を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

(代替品の納品)

第15条 前条の規定により、寄附希望者が設置期間中において広告入り物品の寄附を取り下げる場合は、代替品を速やかに納品しなければならない。

(問題発生時の対応)

第16条 寄附希望者は、広告入り物品の内容に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(庶務)

第17条 審査会の庶務は、財政課において処理する。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第26号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月13日告示第44号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年1月17日告示第2号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月11日告示第13号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年8月28日告示第55号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年5月1日告示第36号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

様

香南市長 印

広告入り物品の寄附受理通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告入り物品の寄附については、  
受理することと決定したので通知します。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

香南市長 印

### 広告入り物品の寄附不受理通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告入り物品の寄附については、  
不受理とすることと決定したので通知します。

不受理の理由

( )

（教示）

1 不服申立て

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分（この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香南市を被告として（訴訟において香南市を代表する者は、香南市長となります。）、高知地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)